

町田市ラブホテル建築の規制に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市ラブホテル建築の規制に関する条例を廃止する条例

町田市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第５２号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２ 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３３年４月町田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
第 2 条 前条の特別職は、次のとおりとする。 （１）～（３２） 略 （３３） <u>削除</u> （３４）～（６３） 略 別表（第 3 条関係）		第 2 条 前条の特別職は、次のとおりとする。 （１）～（３２） 略 （３３） <u>ラブホテル建築規制審議会委員</u> （３４）～（６３） 略 別表（第 3 条関係）	
職名	報酬額	職名	報酬額
略	略	略	略
ラブホテル 建築規制審 議会	略	会長	日額 25,000円
		委員	日額 21,000円
略	略	略	略